

平成 21 年度行政監査及び財政援助団体等監査結果に基づき講じた措置等

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
(1) 指定管理者制度の運用に関する事項 ①自動販売機の設置について 行政財産の目的外使用許可をとらず、地域福祉センターに自動販売機を設置している事例が見受けられた。 適正な事務手続きを行うべきである。	許可無く自動販売機を設置している事例については、撤去若しくは目的外使用許可の申請をするよう指導し、申請を受理し許可を行なった。	措置済
(2) ふれあいのまちづくり助成事業補助金に関する事項 ①精算について ふれあいのまちづくり助成金は、助成対象事業の実施回数、最少人員等の助成条件を満たさない場合には、用務終了年月日（「概算払いに係る期間の最終日」又は「債権者からの精算報告書受理日」）から 5 日以内に精算（精算登録）して戻入する必要がある。この場合に、次のような事例が見受けられた。 ア 用務終了年月日を期間の最終日（21.3.31）として、5 日以内に精算されていない事例 イ 助成金の戻入後に精算登録したため、5 日以内に精算されていない事例 ※戻入調定し、戻入の納付通知を送付すれば、返金の戻入がなくても、精算は可能 ウ 戻入が出納閉鎖期間を過ぎてしまったため、過年度収入となった事例 ※納付通知は、法令等に定めがあるものを除き、納期限の 10 日前までに行い、その際通知は到達主義で起算することに留意する必要がある。 適正な事務手続きを行うべきである。	21 年度の助成金精算処理より適正な処理をするよう必要な周知等の措置を講じた。	措置済